

あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で
交わり合うことのできる新居浜市を

みなさんとともにつくりましょう！

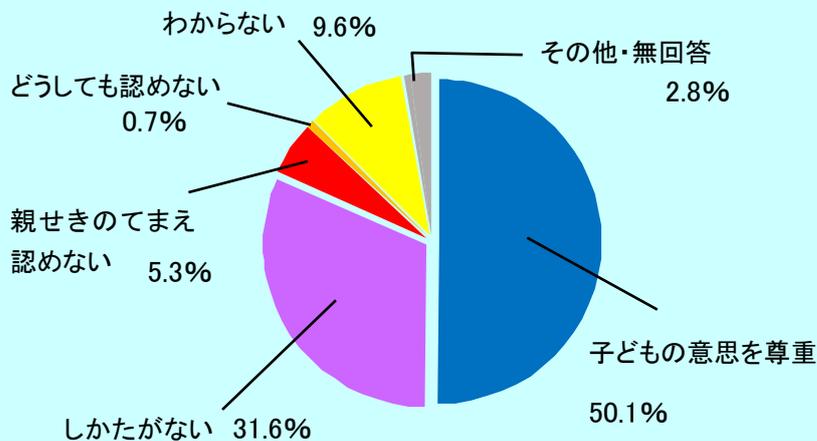
人権特集号 No.1
～部落差別問題を正しく知ろう～

新居浜市

部落差別をなくすことは、あなたの幸せにつながります。

あなたのお子さんが結婚しようとするときに、部落差別がかかってきた場合どうしますか？

(新居浜市第10次人権に関する意識調査)



上のグラフは平成26年に新居浜市民1,000人を対象に調査した結果です。お子さんの結婚に対し、「認めない」と答えた方は6%でした。

あなたが恋愛し、結婚しようとするときに、部落差別がかかってきて、親などから反対を受けた場合どうしますか？

同調査の中の上記質問では、「わからない」等を含め「それでも結婚する」との回答は約85%でした。しかし、反対を押し切って結婚することで、親や家族との関係はこれまでどおりとはいかない事が多くあります。

結婚に反対した親御さん(差別をする人)はかわいいお子さんの結婚式への出席や、もしかすると孫を抱くことさえ出来ないかもしれません。

つまり、部落差別は、される側はもちろん、差別をする側にとっても幸せなことではありません。

部落差別の解消は、差別されている人のためだけでなく、自分の幸せのためでもあるのです。

部落差別とは・・・

日本固有の人権問題

部落差別とは、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でさまざまな差別を受けるといった重大かつ深刻な人権問題です。

部落差別は日本社会の歴史の中で形作られた過去の身分的差別の名残と考えられます。しかし、身分制度は明治4年の太政官布告、いわゆる「解放令」によりなくなっています。現在においてももちろん身分制度はありません。



ご存知ですか？！

2016年には人権に関する法律が たくさんできました！



部落差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である**ことに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的とする**。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、**全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである**との理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

この法律は、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務づけることによって、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

ヘイトスピーチ禁止法 (本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律)

この法律は、「本邦外出身者」に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本政策を定め、これを推進しようとするものです。



いずれの人権課題も、「法律があるから差別をしない」ではなく、「自分や相手をお互いに認め合う気持ち」が大切です。人権の基本は思いやりです。

いっしょに人権について考えてみませんか？

～新居浜市では、色々な活動をしています～

①お茶の間人権教育懇談会 (お茶懇)

サークル仲間やお友達同士など、3人からの小グループで人権について学べます。開催依頼は人権擁護課(0897-65-1243)まで

②人権のつどい日

毎月11日を「人権のつどい日」と定め、様々な人権問題について講演会などを開催しています。開催内容は市政だよりやHPでご確認ください。

③ふれ愛フェスタ

～ハートFULL新居浜～

令和元年12月21日(土)13:30～
新居浜市市民文化センター中ホール
講演や人権啓発物展示など

④校区別人権教育市民講座

新居浜市内各校区において実施します。分かりやすく気軽に参加してもらえる内容です。

お住いの校区でご参加ください。

人権相談のご案内



○松山地方法務局西条支局 西条人権擁護委員協議会 特設相談

受付 毎月第2木曜日(6月は除く) 午後1時から午後5時
場所 〒792-0031 新居浜市高木町2番6号 総合福祉センター
電話 (0897)56-0188

○松山地方法務局西条支局 西条人権擁護委員協議会 常設相談

受付 月曜日から金曜日(祝・祭日は除く) 午前8時30分から午後5時15分
場所 793-0023 西条市明屋敷168番地1
電話 (0897)56-0188

○新居浜市役所 市民部人権擁護課

受付 月曜日から金曜日(祝・祭日は除く) 午前8時30分から午後5時15分
場所 792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 市役所 5階
電話 (0897)65-1243 (来庁相談は事前電話連絡をお願いします)

編集・発行

新居浜市市民部人権擁護課

TEL : (0897)65-1243

令和元年8月1日